

はじめに

近年、地球温暖化が原因とされる異常気象や自然災害が頻発しており、国の令和2年版環境白書では、こうした状況が、「単なる『気候変動』ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす『気候危機』」であるとして、初めて「気候危機」という言葉が使われました。

「環境首都」を標榜する本県では、カーボンニュートラルの実現や気候変動に適応する「グリーン社会」の構築に向け、「緩和」と「適応」の両面から気候変動対策を推進するとともに、県内に豊富に存在する自然エネルギーに加え、究極のクリーンエネルギー「水素」の導入を積極的に推進し、「2030年度自然エネルギーによる電力自給率50%」の実現に向け、「自然エネルギー協議会」会長県としても、率先して施策を講じています。

また、本県の貴重な自然について、適正な保護と利用を図りながら、自然公園等の施設整備に努めるとともに、希少野生動植物の保護や生物多様性の保全を推進するため、生息・生育状況等の調査や外来生物対策等に取り組んでいます。

さらに、廃棄物の排出抑制や再生利用による減量化をはじめ、SDGsの目標達成にも深く関わる食品ロスやプラスチックごみの削減を重点施策とした、新たな「第五期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、その取組みを加速するとともに、瀬戸内海を美しい景観と生物の多様性・生産性が確保された「豊かな海（里海）」とするため、「瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画」及び「第8次総量削減計画」を着実に推進するなど、様々な環境問題にきめ細やかに対応すべく、関係機関の皆様と連携しながら取組みを進めています。

人と自然が調和する「持続可能な環境」を構築するためには、県民の皆様の主体的取組みが不可欠であります。本書を通じ、県民の皆様お一人お一人が環境問題への認識を大いに深められ、これまでも増して、環境の保全・創造につながる活動に取り組んでいただければ幸いです。

令和3年3月
徳島県知事 飯泉 嘉門